

# 西粟倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 2年12月25日(金) 午後7:10～ 7:50

2. 開催場所 あわくら会館

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 萩原 勇一
○ 萩原眞壽雄	事務員 萩原 眞幸光
○ 上山光重	
○ 高木宣美	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 農地法第3条
- ・ 議案第2号 基盤強化法第19条
- ・ 議案第3号 基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得
- ・ 議案第4号 農地法第4条
- ・ 議案第5号 農地法第5条

5. 議決事項

- ・ 議案第1号  許可 ・  不許可
- ・ 議案第2号  許可 ・  不許可
- ・ 議案第3号  許可 ・  不許可
- ・ 議案第4号  許可 ・  不許可
- ・ 議案第5号  許可 ・  不許可

6. 内容

事務局長	<p>それでは、12月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>先ほどの研修会は全員参加いただきありがとうございました。世の中はコロナで大変ですが、ここにおられるみなさまとともに年末を迎えられるのが、一番良かったかなと思います。できるだけ早く終わられるようにしたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>議題にそつて審議していきたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p> <p>まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号7番の井上委員と8番の春名光博委員にお願ひします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染防止に伴ひ、議案の読み上げを省略する等の議事の一部を簡略化して進めて参りたいと思いますのでご了承ください。</p> <p>では、資料2ページ目をお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条にかかる所有権移転の設定についてです。 今回は、2件の申請がありました。</p> <p>■申請番号1-44番 譲渡人 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏 譲受人 倉敷市 [REDACTED] 氏</p> <p>■申請番号1-45番 譲渡人 倉敷市 [REDACTED] 氏 譲受人 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏</p> <p>各申請の申請書類は、3～14ページに添付しております。 以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>第1号議案について、何かありますでしょうか。</p>
<p>(意見聴衆)</p> <p>特になし</p>	
会長	<p>他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第2号議案について、事務局から説明願ひます。</p>
事務局	<p>議案第2号 15ページ 基盤強化法第19条(農業経営基盤強化促進法)に係る利用権の設定についてです。</p>



神原委員 会長	知社はしてあったで。 いつの話。
神原委員 会長	秋ごろ。 去年か？
神原委員 事務局	今年、誰がしとんかしらんけど、道のような気もするけどな。 道では無いです。山の中です。
青木委員 会長	一番怖いのが熊、県が捕獲使用としてる檻の中は、はちみつ置いとるでな。 うちらもこういう事があつたら情報提供をお願いします。
青木委員	ナカバヤシの上もかいよるじゃろ。そういうのも大分、置いてくるんじゃないかな。 役場もちよつと気をつけてもらった方がええんじゃないかな。
萩原委員 事務局	みつばちや巣箱置くのは何か届のようなものがあるか。 県への届出でよいそうです。許可ではなく届出で良いそうです。
萩原委員 事務局	それは、役場経由か。 直接、県民局へ
萩原委員 会長	地元の人には知らんのか。 しらん。
事務局 会長	所有者さんとか近所の人には言ってると思いますが。 それは無い。
事務局 会長	どこのやつですか。 引谷の今の道上さんのところ。
事務局 会長	■■■さんには言っているようだが。 だけど農道、作業道は通つたらいいけん。じゃで役場は農道が作業道じゃで、迂回路の時に使わせて欲しいと前の課長は言うてきたで。
青木委員	役場に何か出しとかないけん。これだけ熊がでできよんじゃけん。なにか合つたときに困るけん。役場のは届出があつたらええと思うな。
高木委員 事務局	役場から振興局か。 いや直ですね。蜂もニワトリを飼つたりするのと同じで、養蜂するのと同じなので、蜂もその一種なんで、県の管理になるんです。うちも一応全部は聞いてないのですが、山の中に入つたりするのは聞いてます。人家の近くではするなよ、所有者さんと近所の人にはちゃんと挨拶はするようにとは、一応伝えてあります。
高木委員 事務局	それを田んぼの中に入れてもええんか。 どう話をしてるのかかわからないですが、所有者さんは知ってると思います。
青木委員 事務局	これから先に近くに巣箱でも置いて、子どもでも通つたら大変な事になるで。 置くところについてはちゃんとするように、地元調整もちゃんちするように伝えておきます。
会長 青木委員 事務局	農道、それも含めてね。 ■■■さんと■■■くんの分はしっかり伝えておいてね。 伝えます。また、窓口にも利用権設定にこられる方がおられますので、ちゃんと地元の農業委員さんに伝える様にしております。
会長	他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。 次に、第3号議案について、事務局から説明願います。
事務局	議案第3号 26ページ 基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）による農地中間管理機権の取得に

	<p>ついてです。</p> <p>■申請番号2-51番（使用貸借） 4筆          利用権の設定をうける者 岡山県 [REDACTED]          利用権の設定をする者 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏</p> <p>27～28ページが申請書類と図面になります。          以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。</p>
会長	第3号議案について、何かありますでしょうか。
高木委員	204-1の筆は個人が管理すると聞いていたが。
神原委員	最終的に私が借り受ける予定となっている。
事務局	神原委員のとおりです。
会長	他に無いようでしたら、第3号議案についてはご承認いただきました。 次に、第4号議案について、事務局から説明願います。
事務局	<p>議案第4号 29ページ          農地法第4条に関する転用案件です。</p> <p>■申請番号46番 2筆          申請者 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏</p> <p>墓地移転を希望されており、すでに分筆は完了しています。          詳細は、30～46ページをご覧ください。          以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。</p>
会長	第4号議案について、何かありますでしょうか。
(意見聴衆)	
特になし。	
会長	他に無いようでしたら、第4号議案についてはご承認いただきました。 次に、第5号議案について、事務局から説明願います。
事務局	<p>議案第5号 47ページ          農地法第5条 所有権移転を伴う転用の案件です。</p> <p>■申請番号47番 1筆          譲渡人 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏          譲受人 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏</p>

	<p>第4号議案に関連した墓地移転に伴う転用で、1区画(20㎡)では収まらないということで、2区画必要とのことです。</p> <p>詳細は、48～61ページをご覧ください。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>第5号議案について、何かありますでしょうか。</p>
(意見聴衆)	<p>特になし。</p>
会長	<p>他に無いようでしたら、第5号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>他に無いようでしたら、事務局からその他ありますでしょうか。</p>
事務局	<p>① 農地パトロール後の利用意向調査について ご協力いただいた利用状況調査及び荒廃農地調査をもとに、前者の関連で利用意向調査を実施しています。遊休農地について、今後の意向を調べるものです。その結果をもとに来年の8月ごろに実施する次回の農地パトロールに生かせるよう時期が来ましたら委員の皆様へも図面等を渡ししようと思います。</p> <p>②お米日本一コンテストに西栗倉村のあきたこまちが650農家中75農家の中に入賞した(機械審査による)。</p>
会長	<p>以上よろしいでしょうか。</p> <p>無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>お疲れさまでした。</p> <p>それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。</p>
会長代理	<p>今日は長時間ご苦勞さまでした。年末も近づいてきております。世界中はコロナでございます。皆さんも無事に新年を迎えられます様に祈っております。ご苦勞さまでした。</p>

年 月 日

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_